

第2編

全体構想

第1章 町の将来像

第2章 分野別のもちづくりの方針

第2編 全体構想

第1章 町の将来像

(1) まちづくりの目標

都市計画マスターplanの上位計画である「第6次総合計画」では、町の目指す将来都市像を「暮しに幸せを感じるまち HAPPY TOWN はとやま ~住んでみたい・住み続けたいまち~」とし、将来都市像を実現するための通過点（ターゲット）として、下記の6つの基本目標を定めています。

●第6次総合計画の目指す将来像と、まちづくりの基本目標

【目指す将来像】

暮しに幸せを感じるまち HAPPY TOWN はとやま
～住んでみたい・住み続けたいまち～

【まちづくりの基本目標（ターゲット）】

※目指す将来像の実現のための通過点

- | | |
|------------------|--------------------|
| ① 環境と共生できるまちづくり | ② 健康に長生きできるまちづくり |
| ③ 安全安心に暮らせるまちづくり | ④ 潤いのある生活ができるまちづくり |
| ⑤ 子育てしやすいまちづくり | ⑥ 文化創造・多文化共生のまちづくり |

都市計画マスターplanは、上記の6つの基本目標（ターゲット）と、世界的な対応が求められている、前記のSDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールをふまえ、「健康で安全安心な、潤いのある生活ができるまち」をまちづくりの目標とし、その実現を目指すものとします。

●都市計画マスターplanのまちづくりの目標

健康で安全安心な、潤いのある生活ができるまち



(2) 目標実現のためのまちづくりの方向性

まちづくりの目標を実現するためには、前記のまちづくりの課題を解決する取組、具体的には、人口減少を緩やかにしていくために「町の魅力」を磨き、一方で、持続可能なまちづくりのために「町の資源を維持し、有効活用」していく、「町に活力を導入」していくことが重要と考えられます。さらに、この取組を「つなぎ」、ネットワーク化していくことが重要と考えられます。

この取組により、都市計画マスタープランのまちづくりの目標である「健康で安全安心な、潤いのある生活ができるまち」が実現できるものと考えます。さらに、SDGs（持続可能な開発目標）に配慮したまちづくりが実現できるものと考えます。

そこで、今後のまちづくりの方向性は、以下のとおりとします。

①町の魅力を磨き、生かすまちづくり

町の魅力である豊かな自然や農業・農村環境を磨き、活用していくまちづくりを進めます。

②町の資源を維持し、つなぎ、有効活用するまちづくり

現状の市街地や集落、都市サービスを維持し、つなぎ、有効活用するまちづくりを進めます。

③町に活力を導入するまちづくり

町への来訪者や移住・転入者を増やしていくためのまちづくりを進めます。

(3) 将来フレームの設定

将来フレームは、「第6次総合計画」に準じ、令和 11 年（2029 年）の将来人口を 11,500 人と設定します。（参考：令和 2 年国勢調査人口 13,560 人）

また、世帯数については 5,700 世帯と設定します。（参考：令和 2 年国勢調査世帯数 5,399 世帯）

令和 11 年（2029 年）
将来人口 11,500 人
世帯数 5,700 世帯

(4) 将来都市構造

まちづくりの目標である「健康で安全安心な、潤いのある生活ができるまち」を実践し、より機能的で利便性の高い都市構造の構築に向けて、現状の都市構造を基礎とし、現有する各種の機能と新たに構築すべき機能を適正に位置づけ、地域の均衡ある発展と快適な生活空間の形成を図るため、目標となる将来都市構造を定めます。

1) 軸の形成

ここで形成される軸は、町の骨格となるものであり、町と周辺市町村との連携・連絡機能や町内における都市活動での中心的な役割を担う幹線道路軸と、町内においてやすらぎとゆとりを創出するアメニティ機能を有する河川環境軸に分けられます。

① 幹線道路軸

幹線道路軸は、町と周辺の各市町村との連携・連絡や町内における都市活動の中心的役割を担う軸であり、以下の路線を位置づけます。

- 主要地方道東松山越生線
- 一般県道ときがわ坂戸線
- 一般県道石坂高坂停車場線
- 泉井通り（町道第1号線）
- 石今通り（町道第7号線）
- いちょう通り（町道第2766号線）
- 都市計画道路入西赤沼線
- 一般県道岩殿岩井線
- 亀小通り（町道第2号線）
- 農村公園通り（町道第66号線）

② 河川環境軸

河川環境軸は、町内においてやすらぎとゆとりを創出するアメニティ機能を有するものであり、町内を流れる主要な以下の河川を位置づけます。

- 一級河川越辺川
- 準用河川内川
- 準用河川泉井川
- 普通河川唐沢川
- 一級河川鳩川
- 準用河川大橋川
- 準用河川黒石川

2) 拠点の形成

ここでは、現有している都市活動を支える上での拠点となるべき機能（施設）に加え、将来において快適な生活空間を創出する上で、その形成が必要と考えられる機能（施設）の集積が望まれる箇所を都市の拠点として位置づけます。

町で位置づける拠点は以下のとおりです。

① 行政拠点

町の中心的な行政機能を有する場所を、行政拠点として設定します。

町においては、町役場や保健センターをはじめとして各種の都市機能施設が集積している役場周辺、及び鳩山ニュータウン内のはーとんスクエア周辺の2か所を行政拠点として位置づけます。

② 都市拠点

多様な都市機能の集積により、地域住民だけでなく町民全体へのサービス提供を行う中心機能を有する拠点を、都市拠点として設定します。

町においては、都市機能が集積した主要な箇所で周辺住民が利用する施設や機能が比較的集積した箇所として、2つの市街化区域（今宿交差点周辺、鳩山ニュータウンのセンター地区）を都市拠点と位置づけます。

③ 北部地域活性化推進地区拠点

地域住民の日常生活を支える機能の集積・整備により、地域における中心的機能を有する拠点として位置づけます。

町においては、亀井地域における泉井交流体験エリア、上熊井農産物直売所「ちょっくま」を、鳩山町北部地域活性化基本条例に基づく推進地区の拠点と位置づけます。

この2つの拠点が効果的に連携することにより、地域の魅力を高めるとともに、活性化施設の重複整備を回避するものとします。

④ 教育・研究拠点

町には、国や民間の教育・研究機関が数多く立地しており、これらの施設は、町の一つの特徴であるとともに、町の産業や教育の発展に寄与することが期待されることから、町を代表するこれらの施設を、教育・研究拠点として位置づけます。

⑤ レクリエーション拠点

町内に数多く立地している民間のゴルフ場を、人々の余暇活動に寄与するレクリエーション拠点として位置づけます。

また、農村公園通り（町道第66号線）沿いに整備されている農村公園や高野倉ふれあい自然公園、今宿コミュニティセンターの北に整備されているおしゃもじ山公園や石坂の森についても、住民のレクリエーション活動において十分にその機能を発揮しうる施設であることから、これらの各施設を町のレクリエーション拠点として位置づけます。

⑥ 産業拠点

奥田地内の物流施設に加え、一般県道ときがわ坂戸線沿いの竹本地内及び農村公園通り沿いの大橋地内、一般県道岩殿岩井線沿いの今宿地内、埼玉西部クリーンセンター周辺を流通・工業系の産業拠点として位置づけます。また、熊井地内及び石坂地内に大規模店舗等の商業施設を誘導する区域として、商業系の産業拠点を位置づけます。

3) ゾーンの形成

ここでは、町全域において住民の日常の活動範囲を、おおむねのゾーンとして空間的に位置づけます。

町で位置づけるゾーンは以下のとおりです。

① 市街地環境ゾーン

各種都市機能の充実により、高度な都市活動を展開するゾーンであり、町においては市街化区域を中心としたおおむねの区域を、市街地環境ゾーンとして位置づけます。

② 集落環境ゾーン

市街地環境ゾーンの周辺部で、農業を中心とした旧来からの集落地域は、市街化調整区域であることから、上記の市街地環境ゾーンと比べ、比較的落ち着いたゆとりある生活を送ることが可能な空間であり、集落環境ゾーンとして位置づけます。

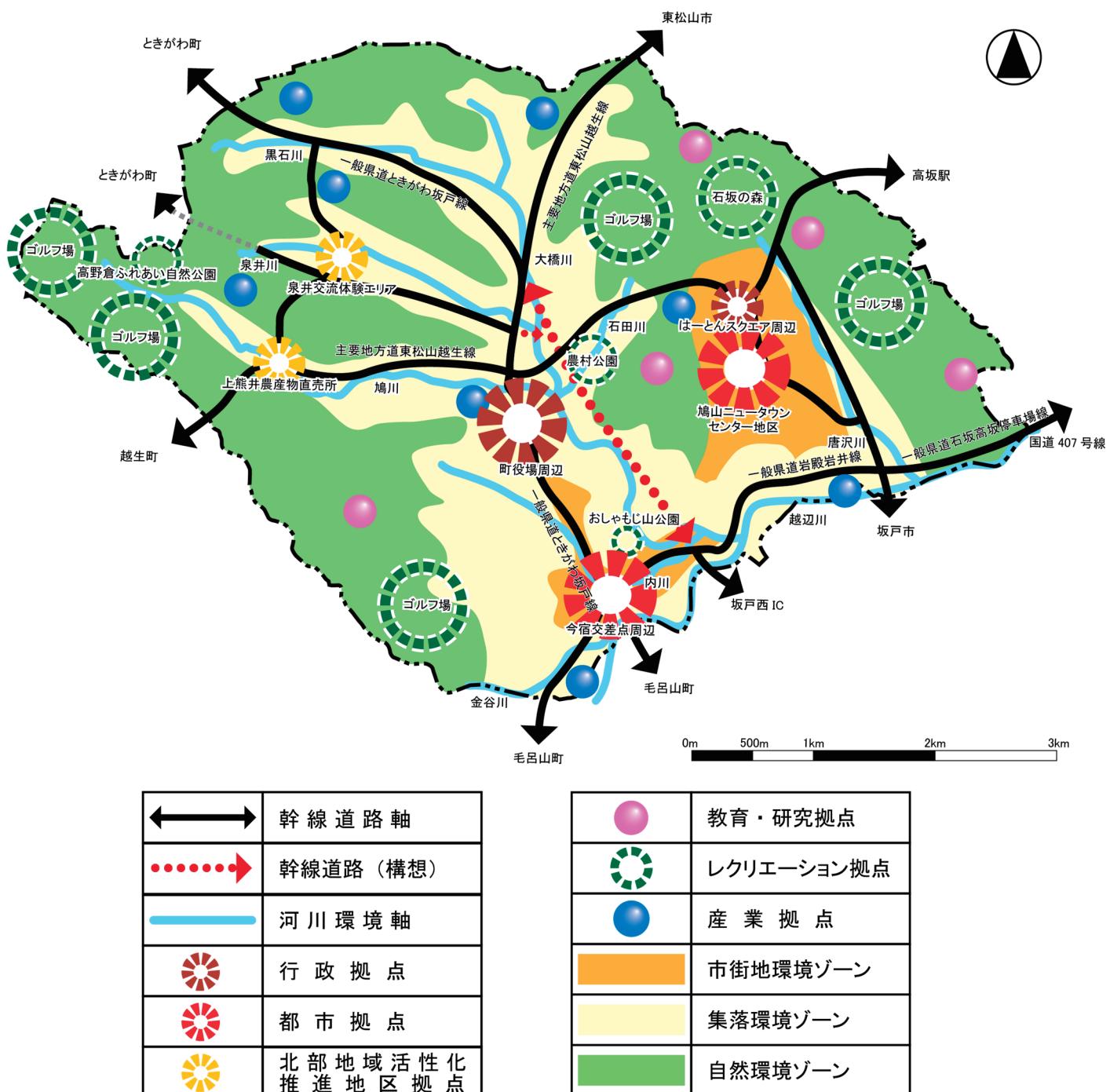
③ 自然環境ゾーン

上記の市街地環境ゾーンや集落環境ゾーン以外の区域は、民間のゴルフ場等の施設が立地しているものの、そのほとんどが豊かな自然に囲まれた丘陵地域であり、これらは、自然豊かな町をイメージづける貴重な空間であることから、自然環境ゾーンとして位置づけます。



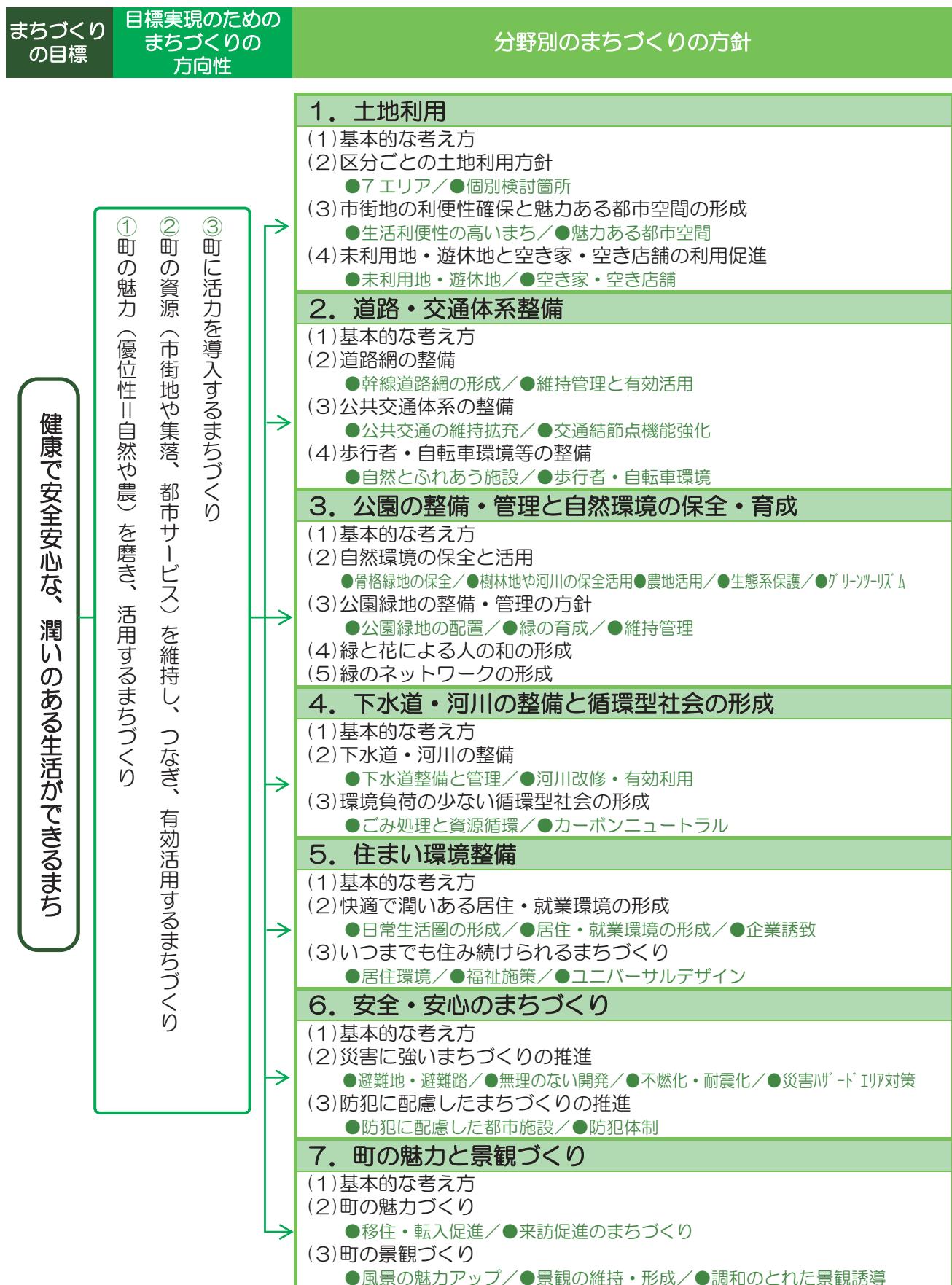
4) 将来都市構造図

前項までに設定された軸、拠点、ゾーンをまとめた町の将来都市構造は、下図のようになります。



図一 将来都市構造図

(5) まちづくりの目標実現に向けた施策体系



第2章 分野別の中づくりの方針

分野別の中づくりの方針は、「土地利用」「道路・交通体系整備」「公園の整備・管理と自然環境の保全・育成」等の分野ごとに、基本的な考え方や具体的な取組について示すものです。

これらの分野別の方針及び後述する地域別の方針のもとに各種取組を推進することで、以下に示すようなSDGsの目標達成への貢献につなげていきます。

【都市計画マスタープランにより貢献が期待されるSDGsの目標】



【分野別中づくりの方針での記載】

分野別の方針名

1. 土地利用

(1) 土地利用の基本的な考え方

1) 方針の背景

- 町の現状
町の土地利用は、宅地が増加し、田畠や山林が減少する傾向にあり、自然環境の保全と計画的土地利用の推進が必要となっています。
- 町民意向
町民の感じる町の魅力は、「豊かな自然・景観」という意見が多く、計画的な自然環境の保全が必要となっています。
- 社会的要請
全国的な人口減少傾向のなかで、持続可能なまちづくりのために、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが求められています。
- 土地利用に関する課題
地方創生の観点から、人口減少を緩やかにするため、町民が居住地でいつまでも住み続けるための市街地における利便性確保の取組が必要となっています。
近年、町内において、未利用地・空き家等が増加する傾向にあります。未利用地・空き地も町の貴重な財産であることから、その有効活用の取組が必要となっています。

2) 土地利用の基本的な考え方

町は、区域区分を有する都市（市街化区域及び市街化調整区域を持つ都市計画区域）であることから、今後の土地利用は、各々の特性に応じた誘導が必要となります。
そこで、町における将来の土地利用を以下の7つのエリアと7つの個別検討箇所に区分し、それぞれについての基本的な方針を示します。

【7つのエリア】

- 都市的エリア（市街化区域を基本とする区域）
- 農業エリア（市街化調整区域においてもある程度計画的な市街化が見込める区域）
- 農地エリア（市街化調整区域で農地を中心とする区域）
- グリーンエリア（市街化調整区域で山林を中心とする区域）
- 河川エリア
- 産業系エリア
- 教育・研究エリア

上記の区分をふまえ、まちづくりの目標「健康で安全安心、潤いのある生活ができるまち」の実現に向けて、以下の基本的な考え方のもと、計画的な土地利用の誘導を進めます。

方針名の右側に、各方針が該当するSDGsのゴールを記載しています。



1. 土地利用

(1) 土地利用の基本的な考え方

1) 方針の背景

●町の現状

町の土地利用は、宅地が増加し、田畠や山林が減少する傾向にあり、自然環境の保全と計画的土地利用の推進が必要となっています。

●町民意向

町民が感じる町の魅力は、「豊かな自然・景観」という意見が多く、計画的な自然環境の保全が必要となっています。

●社会的要請

全国的な人口減少傾向のなかで、持続可能なまちづくりのために、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが求められています。

●土地利用に関する課題

地方創生の観点から、人口減少を緩やかにするため、町民が居住地でいつまでも住み続けるための市街地における利便性確保の取組が必要となっています。

近年、町内において、未利用地・空き家等が増加する傾向にあります。未利用地・空き地も町の貴重な財産であることから、その有効活用の取組が必要となっています。

2) 土地利用の基本的な考え方

町は、区域区分を有する都市（市街化区域及び市街化調整区域を持つ都市計画区域）であることから、今後の土地利用は、各々の特性に応じた誘導が必要となります。

そこで、町における将来の土地利用を以下の7つのエリアと7つの個別検討箇所に区分し、それについての基本的な方針を示します。

【7つのエリア】

- ・都市的エリア（市街化区域を基本とする区域）
- ・農住エリア（市街化調整区域においてもある程度計画的な市街化が見込める区域）
- ・農地エリア（市街化調整区域で農地を中心とする区域）
- ・グリーンエリア（市街化調整区域で山林を中心とする区域）
- ・河川エリア
- ・産業系エリア
- ・教育・研究エリア

上記の区分をふまえ、まちづくりの目標「健康で安全安心な、潤いのある生活ができるまち」の実現に向けて、以下の基本的な考え方のもと、計画的な土地利用の誘導を進めます。

① 町の魅力を磨き、生かすために

町の魅力である豊かな自然環境を維持し、憩いの場として潤いとやすらぎのある空間を形成するために、「農地エリア」「グリーンエリア」「河川エリア」等において都市計画法等の法規制や開発許可制度等の適正な運用に努めます。

自然環境と市街地環境の融合のために、「都市的エリア」においては、市街地内の緑化に努め、「農住エリア」においては、計画的な開発エリアの設定と周辺の自然環境との調和に努めます。

② 町の資源を維持し、つなぎ、有効活用するために

コンパクト・プラス・ネットワークの考え方による集約型の地域構造を構築するため、「都市的エリア」「農住エリア」においては、都市ストックが整った地域や公共交通等による利便性が確保された地域へのコンパクトな市街地形成と拠点的な都市機能の形成に努めます。

「産業系エリア」「教育・研究エリア」においては、周辺の自然環境と調和した豊かな地域環境の形成を目指します。

③ 町に活力を導入するために

町への移住・定住を促進するために、「都市的エリア」「農住エリア」においては、豊かな自然環境を生かした、魅力ある地域環境の形成に努めます。

(2) 区分ごとの土地利用方針

1) 7エリア

① 都市的エリア

既存の市街化区域を「都市的エリア」として位置づけ、居住誘導や都市機能の適正配置・連携等により、安全・安心で歩いて暮らせるまちづくりを推進します。また、商業施設をはじめ医療・福祉・子育て支援施設等の多様な機能の集積を図り、公共交通の充実等により、今後も良好な居住環境の維持を図ります。

エリア内で、土地区画整理事業や宅地開発等により既に良好な住宅市街地として形成されている地区は、今後も現在の良好な居住環境を維持するとともに、緑地の適切な管理に努めます。

また、市街化区域内の面的整備区域以外の区域については、面的整備も視野に入れながら良好な居住環境の創出に努めます。特に、鳩山ニュータウン内のセンター地区や今宿交差点周辺においては、住民の日常の生活利便の向上を図るために、商業機能をはじめとして医療・福祉・子育て支援機能など、多様な都市機能の充実を図ります。

② 農住エリア

宅地と農地が混在している地域を「農住エリア」として位置づけます。このエリアは、居住環境と農業環境が互いに良好な状態を保てるよう、都市計画法第34条第11号に基づく区域指定を活用して、農地との調和を図りながら集落の居住環境の向上に努め、集落景観の形成を図ります。



農住エリア

③ 農地エリア

平坦地の少ない町において比較的まとまりのある農用地を、「農地エリア」として位置づけます。これらの農地は、重要な食糧生産の場であり、その機能を維持するために保全に努めます。

④ グリーンエリア

町内の都市的エリア、農住エリアを取り囲むように位置する、丘陵地等の森林や比較的大きい公園緑地等を「グリーンエリア」として位置づけます。

丘陵地に広がる森林は、町のみでなく、周辺市町村を含めた広い地域のシンボル的資源であるとともに、貴重な野生動植物の生息・生育空間としての機能を有していることから、後世に引き継ぐ緑の財産としてその維持に努めるとともに、自然資源として活用を検討します。

⑤ 河川エリア

町の南端を流れる越辺川を「河川エリア」として位置づけます。

越辺川は、周辺の市町村を含めた広い範囲での水環境、自然環境の軸となる空間であることから、防災機能の向上を図るために河川改修を推進するとともに、河川敷や堤防上の有効利用による親しみある空間の形成を図ります。

⑥ 産業系エリア

製造業や流通センター等の事業所が、広い面積に既に立地しているエリアを「産業系エリア」として位置づけます。



流通・工業系施設

⑦ 教育・研究エリア

町内各所に立地する大学等の高等教育施設や研究施設等が立地している地区を「教育・研究エリア」として位置づけます。

教育施設地は、周辺地域と調和した環境整備等により優れた教育環境の創出を図ります。

また、研究施設地については、周辺環境との調和に配慮しつつ、住民等の交流と学習の場としての環境整備を推進します。



地球観測センター

2) 個別検討箇所

① 埼玉西部クリーンセンター

埼玉西部環境保全組合の可燃物処理施設（埼玉西部クリーンセンター）が、令和5年4月から本格稼働となります。この施設は、一定の稼働期間終了後に廃止し、地元地区である泉井地区及び上熊井地区と町で締結した「施設を永久施設としないための対策を講じることを趣旨とした覚書」に基づき、跡地を町で取得し、“ふるさと健康づくり公園”として活用する予定です。



埼玉西部クリーンセンター

② 産業誘導エリア

竹本地内や埼玉西部クリーンセンター周辺、泉井、大橋地内及び今宿地内に流通・工業系の「産業誘導エリア」を位置づけます。また、熊井地内及び石坂地内に商業系の「産業誘導エリア」を位置づけます。

これらのエリアは、都市計画法第34条第12号に基づく区域指定を活用し、環境との調和を図りながら、商業及び流通・工業の立地誘導を戦略的に進めます。

③ 北部地域活性化推進地区

鳩山町北部地域活性化基本条例に基づき、推進地区として選定した泉井地区及び上熊井地区を「北部地域活性化推進地区」として位置づけます。

④ 北部地域活性化推進地区拠点エリア

泉井地区及び上熊井地区は、鳩山町北部地域活性化基本条例に基づき、「北部地域活性化推進地区」として位置づけられています。泉井交流体験エリアと上熊井農産物直売所「ちょっくま」を「北部地域活性化推進地区拠点エリア」として位置づけ、2つの拠点エリアが効果的に連携することにより、地域の魅力を高めます。



上熊井農産物直売所「ちょっくま」

⑤ 活性化検討エリア

平成12年策定の鳩山町北部地域活性化プランで提案された「新産業の杜づくり構想」の区域を、「活性化検討エリア」として位置づけます。

⑥ 土地利用転換検討箇所

土地利用の転換が想定される箇所を「土地利用転換検討箇所」として位置づけ、地元地域の意向を尊重しながら、効果的な活用策を幅広く検討します。

⑦ 主要幹線構想道路・幹線構想道路

都市計画道路入西赤沼線を北側に延伸する広域幹線道路を「主要幹線構想道路」として位置づけます。また、「幹線構想道路」により、この主要幹線構想道路と幹線町道である町道第1号線を連結・延伸し、北部地域の新たな動脈を形成します。

(3) 市街地の利便性確保と魅力ある都市空間の形成

1) 生活利便性の高いまちづくり

コンパクト・プラス・ネットワークの考え方を基にした生活利便性の高いまちづくりのために、都市ストックが整った地域や公共交通等による利便性が確保された地域への市街地形成を促進します。

2) 魅力ある都市空間の形成

河川及び河川沿いの縁地やまとまりのある樹林地は、憩いの場として潤いとやすらぎのある空間を形成するため、自然環境の保全と活用を推進します。

これにより、環境や交流、レクリエーション、防災拠点、景観形成等の多様な空間的機能の確保を図ります。



親水公園

(4) 未利用地・遊休地と空き家・空き店舗の利用促進

1) 未利用地・遊休地の利用促進

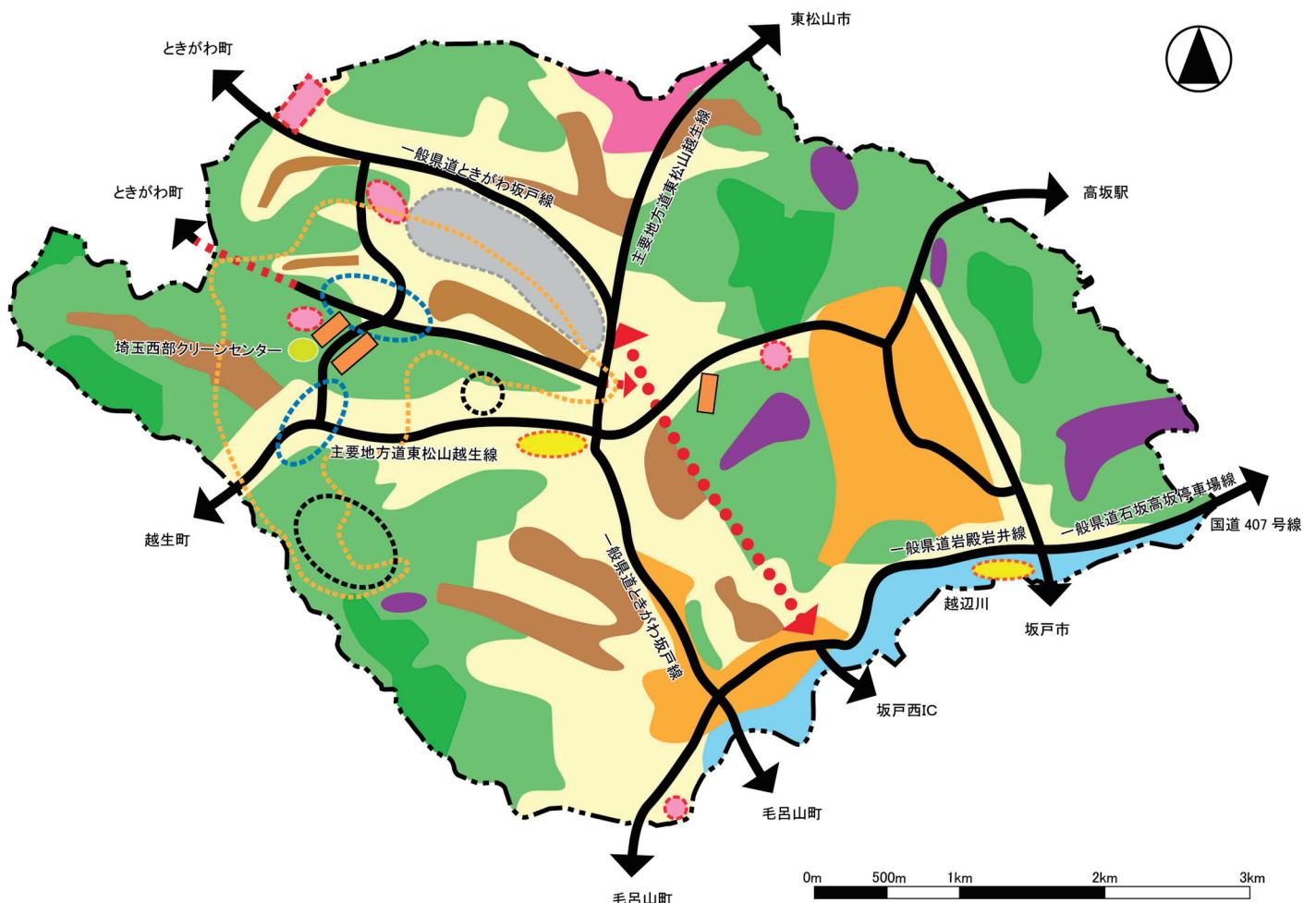
長期的な未利用地・遊休地化につながるおそれがある地区については、無秩序な開発を抑制しつつ、地域の振興に資する施設の立地を誘導するなど、適切な土地利用を推進します。

未利用地・遊休地については、新たな住宅用地等や災害時における避難場所等としての活用を検討します。

2) 空き家・空き店舗の利用促進、老朽空き家等除却の推進

空き店舗等を活用し、商業サービス機能の誘導、起業家や町民活動団体への支援を進めます。

空き家等については、「鳩山町空家等対策計画」に即し、空き家の適切な管理と有効活用を促進し、移住推進に努めます。また、老朽空き家については、除却費の補助等を行い、良好な生活環境の保全及び未活用不動産の流通活性化を図ります。



図一 土地利用構想図



2. 道路・交通体系整備

(1) 道路・交通体系整備の基本的な考え方

1) 方針の背景

●町の現状

町内には、町道第1号線等の未整備の幹線道路があります。また、既存道路の中には、整備後年数を経た道路もあります。

●町民意向

土地利用・まちづくり分野では、道路整備の実感度が高くなっていますが、「交通の便」については、町民の実感度が低く重要度が高い施策として挙げられています。

●社会的要請

人口減少下においても持続可能な町とするために、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりが求められています。

●道路・交通体系に関する課題

幹線道路については、改良計画区間内の道路整備の取組が必要となっています。また、整備後年数を経た既存道路については、適切な維持管理の取組が必要となっています。

鉄道駅のない町にとって、路線バスは町の貴重な公共交通であることから、その維持・拡充の取組が必要となっています。また、路線バスを補完する町民ニーズにきめ細かく対応した公共交通の整備・拡充の取組が必要となっています。

2) 道路・交通体系整備の基本的な考え方

まちづくりの目標「健康で安全安心な、潤いのある生活ができるまち」の実現に向けて、以下の基本的な考え方のもと、道路・交通体系整備の充実を図ります。

① 町の魅力を磨き、生かすために

町内の豊かな自然資源や主要な公園緑地の町内外からの利用を促進するために、アクセスする道路への案内板等のサイン設備を設置することによる利便性向上や良好な道路環境の維持・保全に努めます。

② 町の資源を維持し、つなぎ、有効活用するために

コンパクト・プラス・ネットワークの考えによる集約型の地域構造を構築するために、体系的な幹線道路網の整備を進めるとともに、幹線道路の利便性向上に努めます。

安心して暮らせる地域づくりのために、きめ細かな交通ニーズに対応する公共交通手段の確保に努めます。また、地域住民と協働で、地域の貴重な交通手段を守り、維持する取組を進めます。

市街地や集落の中心地に立地する主要な公共施設の利便性を高めるために、最寄りのバス停の確保や周辺の歩行者・自転車利用環境の整備に努めます。

③ 町に活力を導入するために

町への交流人口流入を促進するために、関越自動車道坂戸西スマートインターからのアクセスや利便性を高められるような町の案内板等のサイン設備を設置するなど、道路環境整備に努めます。

また、町内外の交通を支える公共交通手段として、路線バスの維持・確保を図ります。

(2) 道路網の整備

① 幹線道路網の形成

① 体系的な幹線道路網の形成

町内においては、町と周辺の各市町村との連携・連絡や町内における都市活動の中心的役割を担う幹線道路に加え、幹線道路を補完する補助幹線道路により、体系的な幹線道路網を形成します。

また、改良計画のある区間の道路整備を推進します。

表一 道路の分類と機能

分類	機能
幹線道路	○町と周辺の各市町村との連携・連絡や町内における都市活動の中心的役割を担う道路
補助幹線道路	○各市街地・集落と幹線道路とを結ぶ道路であり、市街地・集落内の中心的な道路としての機能を有する道路

② 都市構造、土地利用との整合

町及び周辺都市における開発ポテンシャルと既存の自然環境との調和に配慮し、将来のコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造や計画的・効率的な土地利用を支える道路ネットワークの構築を目指します。

2) 道路の維持管理と有効活用

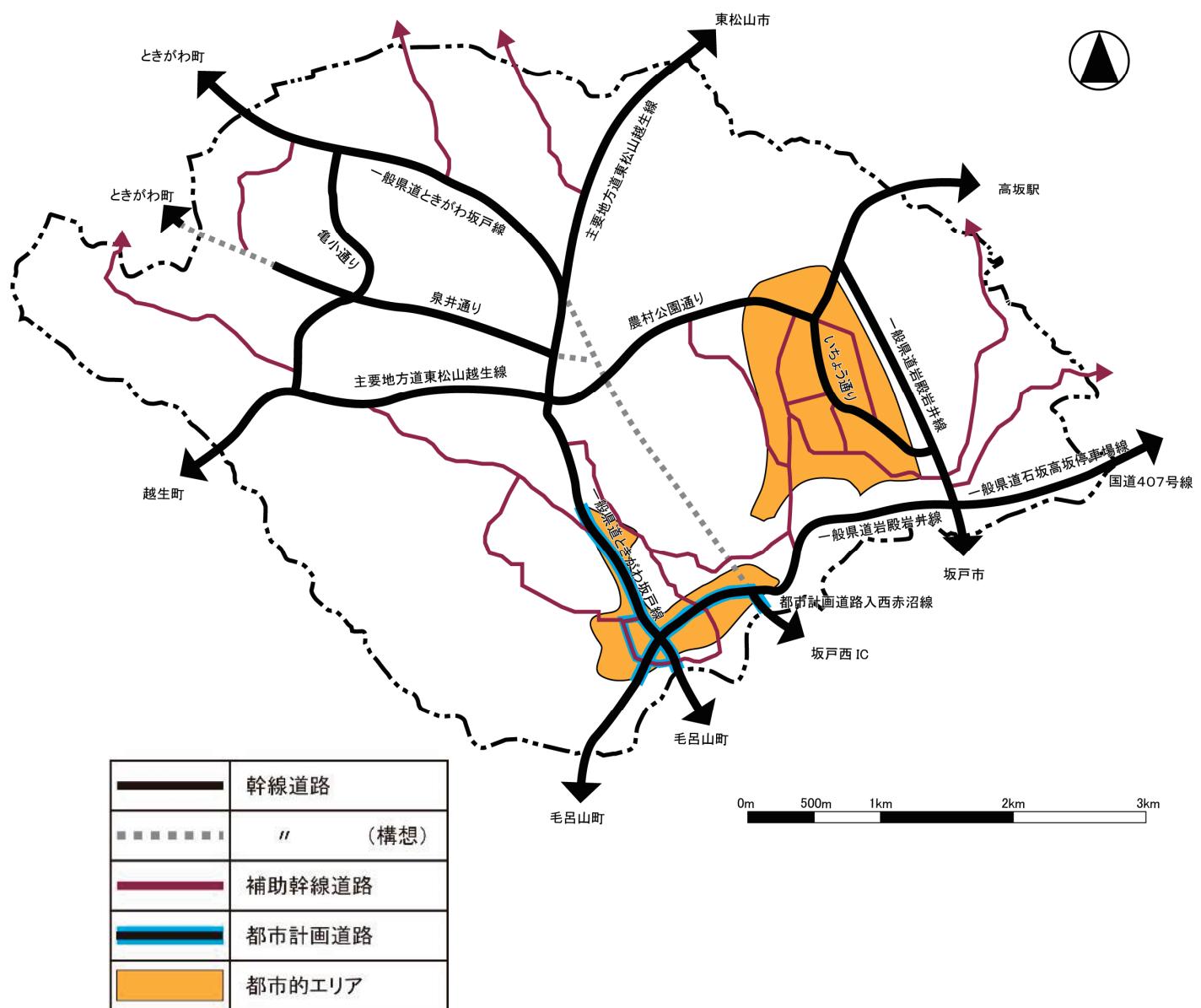
① 道路の維持管理

既存の幹線道路については、公共施設の長寿命化に向けて、適切な補修等を推進します。

生活道路は、日常生活の利便性や安全性の向上を図るため、道路改良を進めるとともに道路反射鏡等の設置により安全な道路づくりに努めます。

② 道路空間の有効利用

高齢社会に対応した安全で快適な歩行空間の形成に向けて、幹線道路及び生活道路は、歩行者や交通弱者に配慮した幅員構造の確保とともに、交通安全施設の整備やバリアフリー化を検討し、利用しやすい道路空間として、その有効活用を図ります。



図一 将来道路網構想図

(3) 公共交通体系の整備

1) 公共交通の維持・拡充

① 体系的な公共交通ネットワークの維持・拡充

コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を支え、町内外への移動手段を確保するための公共交通として、町営路線バス北部線及び民間路線バスを維持していくとともに、サービス拡充に努め、利用促進を図ります。また、あらゆる交通モードを有機的に連携し、自由に移動ができる環境を構築します。

「交通基本計画」を策定して、公共交通に関する課題等を整理し、公共交通の拡充につなげます。

また、来訪者の町内回遊を促す移動手段の確保に努めます。

② 町民の移動ニーズにきめ細かく対応する移動手段の確保

町民がいつまでも地域で暮らし続けられるよう、移動ニーズにきめ細かく対応する移動手段として、デマンドタクシーを確保します。

デマンドタクシーは、土日運行や町外運行開始等のサービス拡充に努め、利用促進を図ります。



デマンドタクシー

2) 交通結節点の機能強化

① 主要な公共施設や市街地における公共交通の利便性向上

役場や鳩山ニュータウン、今宿交差点周辺の市街地内及び北部地域活性化推進地区内の主要な公共施設における公共交通の利便性向上のために、バス停周辺のベンチ・上屋等の待合環境整備に努めます。



バス停の待合環境の整備

(4) 歩行者・自転車環境等の整備

1) 自然とふれあう施設の整備

町民や来訪者が、町の豊かな自然に気軽にふれあうために、適切な道路改良に努めます。

2) 市街地・集落における歩行者・自転車環境等の整備

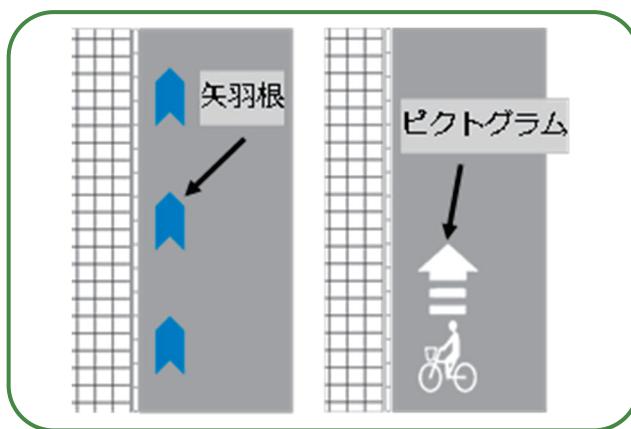
① 市街地内における歩行者・自転車環境等の整備

安心して暮らせる日常生活圏を形成していくために、市街地内の主要な生活道路において、歩行者や自転車が安全に通行するための環境整備に努めます。

自転車の走行マナー向上策の推進とあわせて、自転車走行環境の整備に努めます。

② 集落における歩行者・自転車環境等の整備

集落内の主要な施設やバス停留所等へつながる道路において、歩行者や自転車が安全に通行するために、段差解消等の施設改良に努めます。



車道部分に自転車が通行する場所を表示した例
(埼玉県HP)



3. 公園の整備・管理と自然環境の保全・育成

(1) 公園と自然環境に関する基本的な考え方

1) 方針の背景

●町の現状

町の土地利用は、宅地が増加し、田畠や山林が減少する傾向にあり、自然環境の保全と計画的土地利用の推進が必要となっています。

●町民意向

町民が感じる町の魅力は、「豊かな自然・景観」という意見が多く、公園整備の実感度は高いことから、計画的な自然環境や公園環境の保全が必要となっています。

●社会的要請

地方創生に向け、地域の魅力である自然や農のある風景を生かした転入促進の取組が必要となっています。

SDGs の観点で、町の貴重な資源である自然環境の持続的な保全・更新が求められています。

●公園と自然環境に関する課題

既存の公園については、整備後年数を経た公園もあることから、適切な維持管理やニーズに応じた再整備が必要となっています。

町民は、町の豊かな自然資源を「町の魅力」と感じており、町の強みであることから、自然環境の保全や自然資源を生かした町内外との交流促進の取組が必要となっています。

2) 公園と自然環境に関する基本的な考え方

まちづくりの目標「健康で安全安心な、潤いのある生活ができるまち」の実現に向けて、以下の基本的な考え方のもと、公園の整備・管理と自然環境の保全・育成に努めます。

① 町の魅力を磨き、生かすために

町は、県立比企丘陵自然公園をはじめ、水田や斜面の緑が一体となった良好な田園景観が残るなど、豊かな自然環境に恵まれ、また、多様な植物群落や貴重な野生生物が生息しています。

これらは町民共有の貴重な財産であるとともに、町の原風景となる里山景観を形成する重要な要素であり、広域に対して誇れる町の魅力となっていることから、自然環境や生態系をできる限り守り育てていきます。

また、これらの自然環境については、石坂の森や高野倉ふれあい自然公園など、自然とのふれあいの場としての活用を促進します。

② 町の資源を維持し、つなぎ、有効活用するために

まちなかの公園緑地等は、日常生活に潤いをもたらすとともに、災害時の避難場所や住民の健康づくりの場など、様々な機能を有する緑の基盤となります。また、街路樹や河川は、公園緑地を結ぶ線として機能し、散策路やサイクリングロード等として利用できます。

これらをより充実していくために、公園緑地及び街路樹等の適切な維持管理を行うとともに、新たな緑の基盤及び全町を結ぶ緑のネットワークの形成を図ります。

また、「健康で安全安心な、潤いのある生活ができるまち」をつくるには、町民や企業の参加・協力が必要不可欠であることから、町民・企業・行政が一体となって適切な役割分担のもとに協力・連携を強め、官民一体となって身近な緑を増やす環境づくりを推進します。

③ 町に活力を導入するためには

町内への移住・定住者や観光客を誘致するためには、町の魅力である良好な自然環境を周知することが重要であり、町内の良好な自然環境の PR や情報発信を積極的に行います。



町の田園風景

(2) 自然環境の保全と活用

1) 骨格となる緑地の保全

町の骨格を形成する緑は、豊かな自然を育み、多様な野生生物の生息地となるとともに、清浄な空気を送り込むなど、町の環境を支える源となっています。

また、水源を涵養し、かつ災害の拡大を未然に防ぐ等の自然災害に対する防災機能も有しています。

一方、近年多様化するレクリエーションニーズに対しては、観光レクリエーションの拠点としての重要度も高まっており、景観面においては、町固有の里山景観や郷土景観を形成するとともに、緑のシンボルとして町を特徴づけています。

このような観点から、樹林地や農地等は、町の骨格となる重要な緑地として保全を検討します。

2) 樹林地や河川の保全・活用

町内に残る樹林地や河川環境軸を形成する鳩川・越辺川等の河川、歴史的資源と一緒にとなった緑地は、多様な野生生物の生息空間となるとともに、町民の情操を育む場、環境学習の場として重要であり、公園緑地が整備されていない地域においては、災害時に避難地としての機能も果たします。

これらの緑は、身近に自然とふれあえる場、町固有の里山景観や郷土景観でもあることから保全を検討し、自然との共生の場として活用します。



高野倉ふれあい自然公園

3) 貴重な樹木等の保護

町内に点在する貴重な樹木や寺社林等は、都市内におけるゆとりの資源や空間のほか、都市気候の緩和作用を有する重要な機能として位置づけられることから、保存樹木や保存樹林として指定するなど、保護を図ります。

なお、寺社林等の身近な樹林地では、町民が身近に自然とふれあい、休息する事ができる環境整備を推進します。



梅沢通り

4) 緑地資源としての農地の活用

農業振興地域内の農用地等の優良農地については、所有者の営農継続意向に配慮しながら、農業施策等と調整し、その良好な田園景観の保全を図ります。

休耕地や耕作放棄地等については、所有者との合意のもとで、景観形成資源や農業体験の場としての活用等を検討します。

5) 自然生態系の保護

オオタカやトウキョウサンショウウオ等の希少な野生生物の生息・生育空間となっている自然環境を保全し、これら生物の恒久的な保護を図ります。

また、市街地や集落地内においても、身近な生き物と共生する豊かな都市環境の形成を図るために、公園や緑道、河川、宅地内の縁等を活用したビオトープネットワークの形成を推進し、町民の情操を育む場、環境学習の場として活用します。



農村公園

6) グリーンツーリズムによる町内外の交流を促進する緑の整備

近年、良好な自然環境を有する農村等で余暇を過ごしたいという都市住民のニーズの高まりがみられますが、町内の既存の自然環境や農地の活用等により、町内外の交流を促進し、町の活性化を図ることが考えられます。

そのため、土地利用動向等をふまえながら、里山や農地を活用したグリーンツーリズムの場としてのポテンシャルを有する緑地を保全し、それを交流機会として活用するためのプログラムの充実や人材の育成を図ります。

(3) 公園緑地の整備・管理の方針

1) バランスよい公園緑地等の配置・整備

日常的なレクリエーションニーズに応える場や都市防災の強化を図るため、避難地として機能する都市公園の再整備に努めます。

2) まちなかの緑の育成

公共公益施設への花壇設置や高木等の植栽、民有地の接道部の生垣化や高木等の植栽など、目に見える緑の育成により、安心して生活できる緑豊かな環境の形成を目指します。

3) 公園緑地の維持管理やニーズに応じた再整備

公園緑地の補修等にあたっては、時代の変化や多様化する利用者のニーズに対応した、魅力的でだれもが利用しやすい公園とするため、住民参加による維持管理・運営、再整備等を進めます。



赤沼こうじや公園

(4) 緑と花による人の和の形成

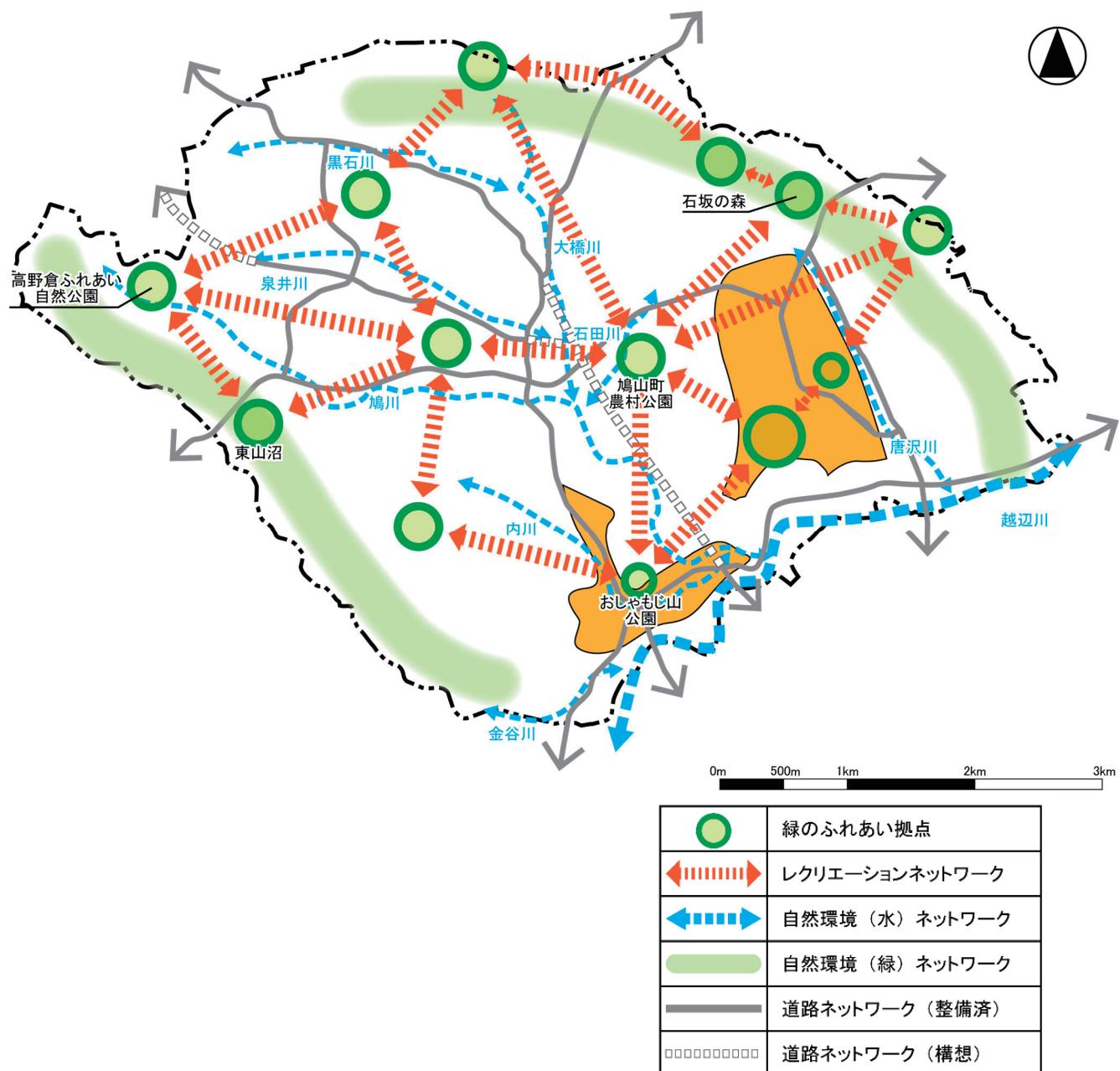
1) 官民協働による緑の保全・活用

町内に位置する山林や丘陵地については、現在の環境を保全していく地域と、十分な管理や整備により活用していく地域を明確にします。十分な管理や整備により活用していく場所として、石坂の森や高野倉ふれあい自然公園等においては、官民協働による「里山」の再生を推進するとともに、特徴ある自然環境資源として保全・活用を図ります。活用にあたっては、新たな「里山」としての機能を形成するとともに、自然観察及び自然とのふれあいのできる場としての整備を図ります。

(5) 緑のネットワークの形成

分散している個々の公園緑地を有機的に結ぶ中小河川等の線的な縁は、野生生物の移動空間や連続した生態系の形成に資することから、骨格となる緑地等とまちなかの緑を有機的にネットワークする緑道や散策路の整備を図ります。

また、レクリエーション活動の活性化を図るため、都市公園や農村公園をはじめとする主要な緑地や歴史的資源等を相互に結ぶレクリエーションネットワークの形成を図ります。



図一ネットワーク概念図



4. 下水道・河川の整備と循環型社会の形成

(1) 下水道・河川と循環型社会に関する基本的な考え方

1) 方針の背景

●町の現状

町内の下水道施設は既設であり、合併浄化槽の設置や排水路整備等が進められています。

●町民意向

町民が感じる町の魅力は、「豊かな自然・景観」という意見が多く、下水道・河川の整備・利活用が必要となっています。

●社会的要請

地球規模でのカーボンニュートラル、循環型社会の形成が求められています。

●下水道・資源循環に関する課題

下水道に関しては、引き続き合併浄化槽の設置や排水路整備等の整備が必要となっています。また、整備後年数を経た既存下水道については、適切な維持管理の取組が必要となっています。

地球規模での温暖化対策が求められる中で、国内市町村においても、循環型社会の形成やカーボンニュートラルに向けた取組が求められています。

2) 下水道・河川と循環型社会に関する基本的な考え方

まちづくりの目標「健康で安全安心な、潤いのある生活ができるまち」の実現に向けて、以下の基本的な考え方のもと、下水道・河川の整備と循環型社会の形成を進めます。

① 町の魅力を磨き、生かすために

町内を流れる越辺川や鳩川等の河川は、都市を構成する軸として位置づけられるとともに、緑の拠点等をネットワークする軸として重要な機能も有しています。

また、今日では社会的な環境問題に対する認識の高まりから、河川に対する考え方も単なる治水・利水機能のみでなく、町の魅力の一つとしての自然環境、生態系に配慮したエコロジカルな機能を有する資源として、町の魅力づくりに活用します。



鳩川

② 町の資源を維持し、つなぎ、有効活用するために

今日の生活様式の変化は、上水道の供給増大とともに排水量の増加を生じ、近年は、自然界では処理しにくい物質の混入等により、公共用水域の水質汚濁や農業用水の汚濁等が生じる可能性があります。

このような状況をふまえ、下水道は衛生的で快適な生活を営む上で重要な施設であり、その整備を推進します。

③ 町に活力を導入するために

近年、資源循環社会の形成やカーボンニュートラルに向けた取組が世界的に求められており、国内の自治体においても、その実現を目指すため、地球にやさしいリサイクル都市宣言や2050年ゼロカーボンシティ等を表明し、取組を進めています。

それらの宣言や取組により、町の姿勢を広域に周知し、その取組に共感する企業や各種団体等との連携を図ることで、町への新たな活力の導入が期待できます。

(2) 下水道・河川の整備

1) 下水道施設の整備と維持管理

① 下水道施設の整備

町では、隣接する毛呂山町や越生町とともに公共下水道組合を設立し、市街化区域とそれに隣接する地区で公共下水道整備を進めています。大橋地区、泉井地区及び赤沼地区の一部では農業集落排水施設整備が実施済となっています。

今後も生活排水処理基本計画等に基づいた計画的な整備など、水質汚濁の防止に資する施設整備を行うことにより、良好な居住環境の形成及び自然環境の維持を図ります。

② 施設の適切な維持管理

既存の下水道施設については、公共施設としての長寿命化を推進するとともに、適切な補修等を推進します。

2) 河川の改修と有効利用

① 治水対策の強化

河川の持っている基本的な機能は治水であることから、河川周辺地域での災害を未然に防ぐためにも、越辺川や鳩川等の未改修部分については、早期の改修を推進します。

② 河川空間の有効利用

既に整備されている親水公園や堤防上を利用した遊歩道等を維持することにより、河川空間のレクリエーション機能の充実を図ります。

③ 身近な自然環境の保護

町の大部分の河川では、既に護岸の改修整備が完了していますが、できる限り自然生態系に配慮した多自然型の河川整備を推進することによって、魚や野鳥をはじめとする野生生物の生息空間の形成を図り、自然豊かな河川環境を創出します。

(3) 環境負荷の少ない循環型社会の形成

1) 適切なごみ処理と資源循環の取組の推進

① 埼玉西部クリーンセンターの維持管理

埼玉西部環境保全組合が建設した埼玉西部クリーンセンターの維持管理に努めます。

② ごみの減量化・資源化

町内の建築物や都市基盤施設の長寿命化を促進することで、建設廃棄物の発生抑制と減量化を推進するとともに、建設資材の再利用とリサイクルの推進に取り組みます。

2) カーボンニュートラルに向けた取組の推進

「鳩山町地域エネルギービジョン」の目標をふまえ、化石燃料エネルギーの消費削減や再生可能エネルギー等の石油代替エネルギーの利活用等の取組によって、二酸化炭素の排出削減を図ります。

町が所有する公共施設等の建替えや改修等にあたっては、再生可能エネルギーの導入を図ります。民間建築物においては、太陽光発電や省エネ設備の導入、緑のカーテンの普及を促進します。

また、地域分散型エネルギーシステムの研究を進めます。



町内の太陽光発電施設



5. 住まい環境整備

(1) 住まい環境整備に関する基本的な考え方

1) 方針の背景

●町の現状

町は、人口減少傾向にありますが、一定の転入者もあり、転入促進や転出抑制の取組が必要となっています。

●町民意向

産業・労働・活力分野で、町民の実感度が低く重要度が高い施策として「買い物の便利さ」が挙げられています。

●社会的要請

人口減少下においても持続可能なまちとするために、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが求められています。

地方創生に向け、町民が住み続けられる住宅地、多様な居住形態が受け入れられる住宅地の形成が求められています。

SDGs の観点で、鳩山ニュータウンの市街地・都市施設の更新や有効活用、活性化の取組が求められています。

アフターコロナ・新しい生活様式に対応した住まい環境整備や就業環境整備が求められています。

●住まい環境整備に関する課題

地方創生の観点から、人口減少を緩やかにするため、町民が居住地で住み続けるための居住環境整備が必要となっています。

町民の多世代居住や町外の方の二地域居住のニーズに対応する住宅地の供給、ユニバーサルデザインに配慮した居住環境形成が必要となっています。

また、アフターコロナを意識した新しい生活様式に対応した居住環境や就業環境の整備が必要となっています。

2) 住まい環境整備に関する基本的な考え方

まちづくりの目標「健康で安全安心な、潤いのある生活ができるまち」の実現に向けて、以下の基本的な考え方のもと、住まい環境整備を進めます。

① 町の魅力を磨き、生かすために

町内の住まい環境の特徴は、豊かな自然環境の中で落ち着きある住まい環境が形成されていることと考えられます。

この特徴を損なうことなく、さらに魅力を高めていくことで、「住んでみたい・住み続けたいまち」の実現を目指します。

② 町の資源を維持し、つなぎ、有効活用するために

町内の鳩山ニュータウンや今宿交差点周辺の市街化区域は、道路等の都市基盤が整い、各種の都市機能が集まり、良好な居住環境が形成されています。

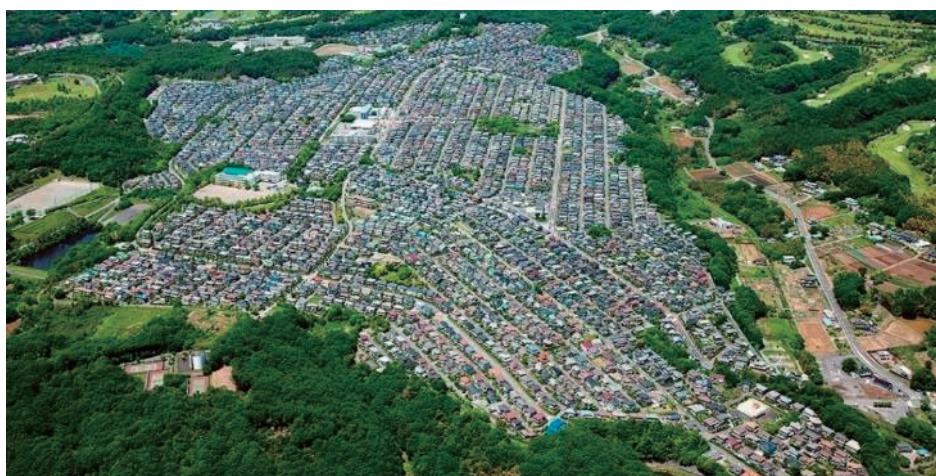
コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づき、上記の市街地や集落中心における各種の都市機能を維持・充実しつつ、町内各地区と公共交通でつなぐことで、町内全域での良好な居住環境の形成に努めます。

また、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がい者や高齢者、子ども、外国籍の方など、だれもが地域で安心して暮らせる地域づくりを進めます。

③ 町に活力を導入するために

新型コロナウィルス感染症の流行を機に、就業や就学における情報化が進展し、必ずしも東京都心で就業・就学せず、環境が良く住みやすい地域においてテレワーク等をするという選択肢が広がりました。

このことは、町にとって大きなチャンスであり、テレワーク環境を整えることで、これらの就業・就学ニーズを取り込むまちづくりを推進します。



鳩山ニュータウン

(2) 快適で潤いある居住・就業環境の形成

1) 安心して暮らせる日常生活圏の形成

日常生活圏の拠点となる地域の公共施設等の維持管理に努めるとともに、施設の複合化・多機能化、サテライトオフィスやテレワーク拠点整備による働く場の創出に努めます。

また、拠点となる公共施設周辺に、商業や生活サービス機能の立地誘導に努めます。

主要な公共施設においては、新しい生活様式に対応した三密回避、自動ドアの設置等による施設の非接触化等の対応を図ります。

日常生活圏における移動手段として、デマンドタクシーの確保と機能強化に努めます。



鳩山町コミュニティ・マルシェ

2) 快適で潤いある居住環境の形成

町内への移住・定住を促進するために、鳩山ニュータウン等の市街地において、多様な居住ニーズに対応した住宅供給として、賃貸住宅・シェアハウス等の供給に努めます。また、空き家の有効活用による住宅供給に努めます。

農村集落における転入促進のために、農村の特徴を生かした魅力ある住宅供給として、農家住宅やお試し移住施設等の供給に努めます。

町の特徴である宇宙や豊かな自然を生かした居住環境の整備として、公共施設や道路、公園等へのモニュメント等の整備に努めます。

3) 多様なニーズに対応する就業環境の形成

町内におけるテレワーク等のニーズに対応した施設整備やテレワーク環境の整備、小規模事業者事業場所となるサテライトオフィス等の整備に努めます。

空き店舗の有効活用による生活関連サービス機能等の誘致に努めます。

4) 企業誘致の推進

町内に新たな活力を呼び込むために、環境との調和を図りながら、立地企業の誘致活動を推進します。

(3) いつまでも住み続けられるまちづくり

1) 居住環境の整備

① 多世代同居に向けた住宅の改築支援

町民がいつまでも暮らし続けられるように、多世代居住に対応した住宅への改築やリフォームへの支援、同居・近居に対する支援に努めます。

② 農村環境の整備

新規就農者への支援の充実を図ります。

農林業支援のボランティア制度を創設し、里山の自然を体験しながら、農地・山林を再生していく取組を推進します。

2) 福祉施策の推進

高齢化の進展、人々の価値観やライフスタイルの多様化、社会参加意識の高まりがみられる中で、高齢者や障がい者、母子・寡婦・父子家庭等の社会的、経済的に弱い立場の人々が、安心して快適に暮らすことができる豊かな福祉社会を築くための施設等の整備方針を以下に示します。

① 在宅福祉施策の充実

高齢者や障がい者が、できる限り住み慣れた場所で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、社会福祉施設の有効利用と在宅福祉サービスの充実を図ります。

② 児童福祉の充実

共働き家庭の増加等の社会動向をふまえ、保育所等を地域の人口バランスに応じて適正に配置誘導するとともに、保育技術及び内容の充実を図ります。

また、親子が身近な場所で散策したり遊んだりすることによって、より一層のコミュニケーションを図ることができる、子育て支援センターやつどいの広場等の各種施設の整備・充実を図ります。



子育て支援センター

③ 健康づくりの推進

全ての町民が健やかで心豊かに生活できるよう、地域における保健活動・保健サービスの拠点として、保健センター等の施設の充実を図ります。

また、余暇時間の増加や健康づくりに対する意識の増大に対応したスポーツ施設やウォーキングを行える散策路など、人々の自主的な健康づくりが可能となる環境の整備・充実を図ります。

④ 総合的な福祉サービスを提供する拠点の充実

高齢化が著しい鳩山ニュータウンにおいて、町全体に総合的な福祉サービスを提供する「地域包括ケアセンター」を活用し、在宅福祉及び健康増進に関する各種施策を推進します。



地域包括ケアセンター

3) ユニバーサルデザインのまちづくり

① ユニバーサルデザインのまちづくり

道路や公園緑地、公共交通機関、公共公益施設等は、ユニバーサルデザインに基づき、障がい者や高齢者、子ども、外国籍の方など、だれもが地域で安心して利用できる施設の整備・改善を推進します。

② 都市施設のバリアフリー化

高齢者や障がい者を含む全ての人々が、社会の中で安全かつ円滑に生活し、活動が行えるよう、都市施設における段差の解消やスロープの設置を推進します。

特に、道路や公園、町役場等の公共性の高い施設については、積極的な整備を推進します。



出典：埼玉県ユニバーサルデザインパンフレット

図一 移動のユニバーサルデザインの例

6. 安全・安心のまちづくり

(1) 安全・安心のまちづくりに関する基本的な考え方

1) 方針の背景

●町の現状

町は、平成 23 年東日本大震災において被害が少なかったことから、比較的強い地盤にあると言えます。一方で近年、町内において風水害の被害が続いている。

●町民意向

町民が感じる町の魅力は、「地震に強い」という意見が多く、その特徴を生かしたまちづくりが求められています。

●社会的要請

地方創生の観点で、地域の魅力（地震への強さ）を生かした転入促進等が求められています。

●安全・安心のまちづくりに関する課題

近年頻発する大規模地震や台風・豪雨災害の被害を最小限に抑えるための地震・風水害に強いまちづくりが必要となっています。

また、町内における防犯に配慮したまちづくりが必要となっています。

2) 安全・安心のまちづくりに関する基本的な考え方

まちづくりの目標「健康で安全安心な、潤いのある生活ができるまち」の実現に向けて、以下の基本的な考え方のもと、安全・安心のまちづくりを進めます。

① 町の魅力を磨き、生かすために

町は丘陵部に位置し、大規模地震に比較的強い土地条件となっています。埼玉県中央部で最大震度 7 が想定されている「関東平野北西縁断層地震」の町内想定震度はおおむね震度 6 弱、埼玉県内で最大震度 6 強が想定されている「東京湾北部地震」の町内想定震度はおおむね震度 5 弱と想定されています。

この地震に比較的強い土地条件を町の魅力として生かしていくために、町内建築物の不燃化・耐震化の取組やライフラインの信頼性向上の取組が必要です。



町内の丘陵地帯

② 町の資源を維持し、つなぎ、有効活用するために

町民が安心して住み続けられるまちづくりのためには、防災・防犯対策の充実が不可欠です。

防災に関しては、地震ハザードマップや洪水・土砂災害ハザードマップの活用による危険度の周知、災害時における避難地・避難路の確保、平常時からの自主防災活動の充実に向けた取組等が重要です。

防犯に関しては、防犯に配慮した都市施設の整備、街路樹や公園の樹木の剪定等の適切な維持管理及び防犯体制の整備が重要です。

③ 町に活力を導入するために

近年、首都圏における大規模災害の可能性が高まる中で、地盤の強い場所へのデータセンター機能の移転といった対策を行う企業がみられます。

前記のとおり、町は大規模地震による被害が少ないとから、企業誘致にあたって地盤の強さをアピールすることも重要です。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

災害には火災や交通事故のような人的災害と暴風や豪雨、洪水、地震等の自然災害がありますが、一度発生して甚大な被害を広範囲にもたらすものが自然災害です。

平成23年に発生した東日本大震災以降も、平成28年の熊本地震の発生等の大規模地震が発生しています。また、令和元年の台風19号では、町内においても床上・床下浸水等の被害が多数発生し、近年風水害の被害も甚大化しており、防災に対する認識及び対策の重要性が再度認識されるようになりました。

ここでは、町の防災計画との整合を図りつつ、震災や豪雨による大規模土砂災害等からの教訓を生かした都市防災における基本的な方針を示します。

1) 避難地・避難路としてのオープンスペースの確保とシステム化

災害時における避難地・避難路の確保には、オープンスペースの確保が重要な課題となります。

公園や広場は最も身近な避難地であり、それらに通じる道路や緑道は、避難路となります。また、公共施設や公益施設は、情報提供や支援、救援、復旧等の重要な拠点となることから、これらの施設の適正配置や整備と役割分担を明確にするとともに、各施設のネットワーク化等のシステム化を推進します。

なお、整備にあたっては、日常時のアメニティ性を持った空間と、非常時における防災機能が両立できるようにバランスのとれた整備を図ります。

町内のゴルフ場等を災害時における避難地等として活用することについて、検討を進めます。

2) 自然条件に無理のない開発の促進

地震や洪水に伴う災害は、宅地等の整備計画段階における防災計画で予防・軽減できる点が多くあります。

特に、傾斜地については、自然地形を無視した造成を行うと、自然環境や自然生態系を破壊するだけでなく、防災性をも低下させる要因となります。これらのこととは、比較的平坦地の少ない町にとって最も注意しなければならない事であるため、今後の宅地開発等においては、地形等の自然条件に無理のない整備を行うとともに、防災機能の確保を図ります。

3) 不燃化・耐震化等の促進

不燃化・耐震化等の促進は、災害時における建物の倒壊、火災発生の防止や抑制をはじめ、延焼や類焼の防止、避難地・避難路の安全性の向上など、防災面でも重要な課題です。

比較的ゆとりある居住空間が形成されている町において、鳩山ニュータウンをはじめとする一団の住宅造成地においては、住宅等が密集しており、小さな火災が思わぬ大火を招く原因となることから、住宅をはじめとする各施設の不燃化・耐震化等を推進します。

また、不燃化の推進にあたっては、建築物の耐火・防火構造化を促すため、防火地域・準防火地域の指定等を進めることも検討します。

4) ライフラインの信頼性の向上

震災時には、一次災害の被害とともに電気やガス、上下水道等のライフラインの破壊が都市活動や災害復旧に大きな影響を与えます。新規の整備や改修に伴って、これらライフラインの防災性の向上（フレキシブル性の向上等）により信頼性の確保を図ります。

公共施設等において、災害時でも途切れない電源の確保や浄化装置による小中学校プールの水の飲用化等を推進し、地域防災拠点としての機能確保を図ります。また、公用車の電気自動車化により、災害時の電力供給環境の整備を図ります。

5) 災害ハザードエリア対策の推進

町内には、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が24か所、急傾斜地崩壊危険区域が2か所指定されています。

また、越辺川及び鳩川の一部の隣接地では、想定浸水深が3.0m以上となる浸水想定区域が存在しています。

そのため、近隣住民に対し、警戒避難に必要な情報の周知に努めます。また、洪水や越水の多い地点においては、その防止対策を推進します。

6) 自主防災活動の育成

防災に関しては、施設の整備・改善による都市構造上の防災機能の強化とともに、非常時における住民自らの防災活動が、被害の縮小・抑制のために重要であることから、平常時における防災教育や防災思想の普及、防災訓練の支援を図ります。

(3) 防犯に配慮したまちづくりの推進

1) 防犯に配慮した都市施設の整備

犯罪に対する不安のない安全・安心な町を目指して、町民と企業、大学、行政等が協働し、人の目が届き、夜も適切な明るさが確保されているなど、防犯に配慮した都市施設の整備に努めます。

また、街路樹や公園の樹木は、見通しを確保するための剪定など、防犯に配慮した適切な維持管理に努めます。

2) 防犯体制の整備

町民の防犯意識の高揚の取組、地域や学校、企業等の様々な防犯への取組に対する積極的な支援を行うとともに、防犯体制の確立に努めます。

特に通学路は、学校や警察、PTA、自治組織等と連携した安全対策を推進します。



7. 町の魅力と景観づくり

(1) 町の魅力と景観づくりに関する基本的な考え方

1) 方針の背景

●町の現状

町内には豊かな自然環境が残されています。また、観光資源になり得る「南比企窓跡」があります。

●町民意向

町民が感じる町の魅力は、「豊かな自然・景観」という意見が多く、その特徴を生かしたまちづくりが求められています。

●社会的要請

地方創生の観点で、地域の魅力である自然や農のある風景を生かした転入促進の取組が求められています。

●町の魅力と景観づくりに関する課題

地方創生の観点から、人口減少を緩やかにするために、移住・転入を促進するまちづくりが必要となっています。

町の活力を高めるためには、交流人口の拡大も重要であることから、町への来訪を促進するまちづくりが必要となっています。

2) 町の魅力と景観づくりに関する基本的な考え方

まちづくりの目標「健康で安全安心な、潤いのある生活ができるまち」の実現に向けて、以下の基本的な考え方のもと、町の魅力と景観づくりを進めます。

① 町の魅力を磨き、生かすために

コロナ禍を契機とした情報化の進展やテレワーク等の働き方の変化により、東京都心で就業・就学するだけではなく、環境の良い住みやすい地域で就業・就学するという選択肢が増えこととなりました。この変化は、町にとって大きなチャンスであり、環境の良い住みやすい地域として町の魅力を高めることが重要です。町の魅力である自然環境に関しては、その保全に努めることはもとより、よりよい景観づくりに配慮した取組も重要と考えられます。

② 町の資源を維持し、つなぎ、有効活用するために

町の魅力は、豊かな自然資源であり、主に市街化調整区域に存在しています。一方、移住・定住者を受け入れる居住地や来訪者が利用する高速道路インターへの最寄りの地域、公共交通手段の発着地等は、主に市街化区域内と考えられます。

環境の良い住みやすい地域に向けて、豊かな自然資源と居住地を「つなぐ」必要があり、豊かな自然を楽しむ来訪者には、自然資源と町内に最初に着地する地域を「つなぐ」必要があります。

そのためには、道路周辺へのサインの設置等の道路環境の整備のほか、町内を循環する公共交通や自転車等の交通手段の確保といった、多様な取組が必要です。

③ 町に活力を導入するために

町への移住・定住者を呼び込むためには、町の魅力を高めるとともに、魅力ある居住環境づくりも重要です。

また、町への来訪者を呼び込むためには、農業体験等の農業を生かした観光や国指定史跡「南比企窯跡」を活用した遺跡観光、特産物の開発等の多様な観光商品づくりの取組が重要です。

(2) 町の魅力づくり

1) 移住・転入を促進するための町の魅力づくり

町内に立地する大学等に通学する学生に対し、シェアハウス等の魅力ある賃貸住宅を供給することで、居住を促進する町の魅力づくりに努めます。

2) 町への来訪を促進するための町の魅力づくり

農業体験・交流機会の確保や国指定史跡「南比企窯跡」を活用した遺跡観光の推進など、町内資源を生かした観光資源の発掘により、観光客等の来訪促進に努めます。また、町内の観光資源を回遊するハイキングコースやサイクリングコース等の確保に努めます。



学生用シェアハウス



南比企窯跡

(3) 町の景観づくり

町には、丘陵や山地等の稜線、里山や眺望等の自然景観、集落地域の田園景観、鳩山ニュータウンに見られる街並み景観など、町を特徴づける景観資源が数多く分布しています。

これらの資源は、人々に心のゆとりや安らぎを与える心象資源として、日常の生活の中で生かされるべきであり、これらを生かしたまちづくりを進めることで、町の“らしさ”を形成していくものとし、以下にその基本的な方針を示します。

1) 起伏に富んだ地形を生かした風景の魅力アップ

丘陵地に位置している町の地形的特性を生かし、丘陵斜面地と宅地等との景観的調和を図るとともに、町内に点在する坂道やいわゆる「丘の上」的な場所から得られる山並みの風景、町内の丘陵地とそこに立地する施設とのコントラストを生かした景観整備を図ります。

2) 地域の個性を生かした景観の維持・形成

鳩山ニュータウンに代表される新興住宅地では、新しい街の香りと風景が見られる都市的な街並み景観を形成し、亀井地区に見られる集落地では、ふるさとの懐かしさが感じられる農村的景観を大切にするなど、それぞれの地域や地区における個性や特徴を生かした景観の維持・形成を図ります。

3) 調和のとれた景観への誘導

町の骨格軸となる幹線道路沿道の立て看板や商業施設等の看板の形態や位置、色彩等の規制により、周辺地区と調和のとれた沿道景観への誘導を図ります。

4) 民有空間における良好な景観の誘導

街並み景観の魅力を、人々の生活の中での心のゆとりや豊かさの一つの要素として維持・継承していくために、既存のまちづくり制度を有効に活用し、地区固有の街並み景観の創出に向けて誘導を図ります。

遊休農地等を活用した景観形成作物の植え付け等により、良好な里山・農村景観の形成に努めます。



鳩山ニュータウン